



# 宮崎県公報

平成21年5月11日(月曜日)第2081号

発行 宮崎県  
印刷 宮崎市高洲町222番地  
合資会社愛文社印刷所

発行定日 毎週月・木曜日  
購読料(送料共) 1年 36,000円

## 目次

### 告 示

- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課) 1  
○障害者雇用支援センターの指定の取消し……………( ) 2  
○建築基準法に基づく道路の位置の指定……………(建築住宅課) 2

### 公 告

- 土地改良区の定款変更の認可(3件)……………(農村整備課) 2  
**病院局公告**  
○落札者等の公告…………… 2  
**人事委員会規則**  
○初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則…………… 2  
**公安委員会規則**  
○宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則…………… 3

## 告 示

### 宮崎県告示第390号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

平成21年5月11日

宮崎県知事 東国原 英 夫

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4510600234	特定非営利活動法人あったかほーむ愛あい	日向市大字財光寺1168番地3	特定非営利活動法人あったかほーむ愛あい	日向市大字財光寺1168番地3	平成21年1月1日	居宅介護・重度訪問介護
4511910046	訪問介護事業所つれづれ庵	東諸県郡国富町大字本庄2491-9	株式会社たすけあいの郷つれづれ庵	東諸県郡国富町大字本庄2491-9	平成21年3月1日	居宅介護・重度訪問介護
4510900055	特定非営利活動法人えびの福祉作業所	えびの市大字大明司455番地3	特定非営利活動法人えびの福祉作業所	えびの市大字大明司455番地3	平成21年3月31日	就労継続支援B型
4510400031	障害福祉サービス事業所 サン・スマイル	日南市大字星倉2308番地	社会福祉法人サン・スマイル福祉会	日南市大字星倉2308番地	平成21年3月31日	生活介護・就労継続支援B型
4510600077	社会就労センター日向共働社	日向市大字財光寺字岩淵3541番地1	社会福祉法人共生会	日向市大字財光寺字岩淵3541番地1	平成21年3月31日	就労移行支援・就労継続支援B型
4510500061	ふれあいの里	小林市大字堤2950番地	社会福祉法人燦燦会	小林市大字堤2950番地	平成21年3月31日	生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援B型

4510200118	なのはな村	都城市一万城町82号4番	社会福祉法人なのはな村	都城市一万城町82号4番	平成21年3月31日	生活介護・就労移行支援・就労継続支援B型
4521610024	ケアホーム・グループホーム杉の湯荘	日南市北郷町大藤甲3685番地2	社会福祉法人善興会	福岡県北九州市八幡東区前田2丁目16番8号	平成21年1月1日	共同生活援助・共同生活介護

**宮崎県告示第 391号**

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第 123号）第32条第 1 項第 1 号の規定により、障害者雇用支援センターの指定を次のとおり取り消した。

平成21年5月11日

宮崎県知事 東国原 英 夫

名 称	住 所	事務所の所在地	取 消 年月日
社団法人宮崎県雇用開発協会 (宮崎障害者雇用支援センター)	宮崎市高千穂通2丁目1番33号	宮崎市大島町字北ノ原1030番1	平成21年3月31日

**宮崎県告示第 392号**

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成21年5月11日

宮崎県知事 東国原 英 夫

指定番号	申請者氏名	位 置	道路の概要 (メートル)		指 定 年月日
			幅員	延長	
(小林) 21-1	平勝善	えびの市大字向江字原口 420番35	6.00	37.57	平成21年4月16日

**公 告**

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、宮崎市南部土地改良区（宮崎市）から平成21年4月6日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成21年5月11日

宮崎県知事 東国原 英 夫

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、日南市東郷土地改良区（日南市）から平成21年4月8日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成21年5月11日

宮崎県知事 東国原 英 夫

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、長者井堰土地改良区（小林市）から平成21年4月10日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成21年5月11日

宮崎県知事 東国原 英 夫

**病院局公告**

**落札者等の公告**

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成21年5月11日

宮崎県病院局長 甲 斐 景早文

- 1 落札に係る購入物品及び数量  
セントラルモニター式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等  
宮崎県病院局経営管理課経営企画担当  
宮崎市橘通東1丁目9番10号
- 3 落札者を決定した日  
平成21年3月12日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社横尾器械 鹿児島県鹿児島市西別府町2941番地27
- 5 落札金額  
34,492,500円
- 6 一般競争入札の公告を行った日  
平成21年1月29日

**人事委員会規則**

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年5月11日

宮崎県人事委員会委員長 黒 木 奉 武

**宮崎県人事委員会規則第13号**

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（昭和48年宮崎県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前							改正後							
別表第2 級別資格基準表 (第4条関係)							別表第2 級別資格基準表 (第4条関係)							
ア～カ [略]							ア～カ [略]							
キ 医療職給料表 (二) 級別資格基準表							キ 医療職給料表 (二) 級別資格基準表							
職 種	学 歴 免 許 等	職 務 の 級					職 種	学 歴 免 許 等	職 務 の 級					
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級			1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	
[略]							[略]							
歯科衛生士	短大卒		2.5	5	3	4	歯科衛生士	短大3卒		<u>1</u>	<u>5</u>	<u>3</u>	<u>4</u>	
		<u>0</u>	<u>2.5</u>	<u>8</u>	<u>11</u>	<u>15</u>		短大2卒		<u>2.5</u>	<u>5</u>	<u>3</u>	<u>4</u>	
[略]	[略]					[略]	[略]							
[略]						[略]								
ク・ケ [略]							ク・ケ [略]							
別表第6 初任給基準表 (第11条関係)							別表第6 初任給基準表 (第11条関係)							
ア～カ [略]							ア～カ [略]							
キ 医療職給料表 (二) 初任給基準表							キ 医療職給料表 (二) 初任給基準表							
職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給		職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給								
[略]				[略]										
歯科衛生士	短大卒	<u>1級11号給</u>		歯科衛生士	短大3卒	<u>1級17号給</u>								
[略]	[略]			[略]	短大2卒	<u>1級11号給</u>								
[略]				[略]	[略]									
ク・ケ [略]							ク・ケ [略]							

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 公安委員会規則

宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年5月11日

宮崎県公安委員会委員長 田 代 知 代

#### 宮崎県公安委員会規則第7号

##### 宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

宮崎県道路交通法施行細則 (昭和35年宮崎県公安委員会規則第8号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(特定任意講習の実施者等) 第37条の2 [略]	(特定任意講習の実施者等) 第37条の2 [略]
(受講の申請等) 第38条 [略]	<u>(認知機能検査員講習の実施)</u> 第37条の3 公安委員会は、法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定に基づく認知機能検査に従事しようとする者に対する講習 (以下「認知機能検査員講習」という。) を行うものとする。 (受講の申請等) 第38条 [略]
(講習修了証書等の交付) 第39条 公安委員会は、次の各号に掲げる講習を修了し、又は終了した者に対して、それぞれ当該各号に定める修了証書等を交付す	<u>2 認知機能検査員講習を受けようとする者は、別記様式第35号の4の申請書を公安委員会に提出しなければならない。</u> (講習修了証書等の交付) 第39条 公安委員会は、次の各号に掲げる講習を修了し、又は終了した者に対して、それぞれ当該各号に定める修了証書等を交付す

るものとする。

(1)~(4) [略]

別表第 1 (第 2 条関係)

番号	申請、届出又は交付	経由機関	申請又は届出等の様式	部数
[略]				
57	[略]			
[略]				

備考 [略]

るものとする。

(1)~(4) [略]

(5) 認知機能検査員講習 終了証 (別記様式第39号の2)

別表第 1 (第 2 条関係)

番号	申請、届出又は交付	経由機関	申請又は届出等の様式	部数
[略]				
57	[略]			
57の 2	<u>認知機能検査員講習の受 講申請</u>	<u>ク</u>	<u>ク第35号 の4</u>	<u>1通</u>
[略]				

備考 [略]

別記様式第35号の3の次に次の1様式を加える。

様式第35号の4 (第38条関係)

## 認知機能検査員講習受講申請書

年 月 日

宮崎県公安委員会 殿

受 講 者	住 所	
	フリガナ 氏 名	
	生年月日	年 月 日 ( 歳)
受 講 年 月 日		年 月 日
手 数 料		
備 考		

別記様式第39号の次に次の1様式を加える。

様式第39号の2 (第39条関係)

第 号

終 了 証

住所

氏名

年 月 日生

あなたは、認知機能検査員講習の課程を終了した  
ことを証明します。

年 月 日

宮崎県公安委員会

附 則

この規則は、公布の日から施行する。